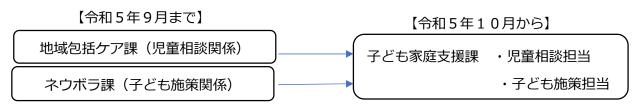
新設子どもあんしん部「子ども家庭支援課」について

「子ども家庭支援課」の新設

令和5年4月発足されたこども家庭庁の政策に対応し、児童相談支援や子ども施策の推進と併せて、今後本市において、医療的ケア児や家族の支援、ヤングケアラーの支援等を施策として推進する観点から、令和5年10月1日付け組織改正により子どもあんしん部に「子ども家庭支援課」を新設しました。

[子ども家庭支援課の分掌事務]

- ① 児童相談担当
 - ・子ども家庭総合支援拠点の運営に関すること。
 - ・要保護児童等の支援事業及び要保護児童対策地域協議会に関すること。
 - ・児童虐待及び権利擁護に関すること。
- ② 子ども施策担当
 - ・部内の総合調整並びに健康部及び福祉部との施策の連絡調整に関すること。
 - ・子ども政策に係る企画及び調整に関すること。(医療的ケア児、ヤングケアラー、子ども食堂等
 - ・子ども・子育て支援事業計画の策定及び進行管理に関すること。
 - ・子ども・子育て支援会議に関すること。
 - ・児童発達支援施策推進協議会に関すること。



【参考】子どもあんしん部(本庁4階)の組織

